

新たな原子力安全行政の展開について の「原子力安全規制の抜本強化の概要」の2 定期事業者検査制度の導入に関してお伺いしたいと思います。

(1) 検査対象設備の「燃料設備」とは、燃料集合体の部分のことですか？それ以外のものですか。

また「放射線管理設備」はどのようなものですか。

(2) 従来の自主点検を法令で定期化し、原子炉設備は13ヶ月としましたが、なぜ13カ月になるのですか。

また、検査に要する期間は短縮されてきましたが、今後はどのくらいの日時を想定していますか。

(3) 企業であるから、運転を停止しての検査期間を短縮しようと努力するのは認められるとしても、検査担当企業に短縮報奨金を支払ってまで 奨励 していたことは(赤旗新聞 02、12、5)、新制度のもとではどうなりますか。

(4) 定期事業者検査は運転を停止して行われると思いますが、検査終了後の運転開始は保安院の承認、同意などを経てからになりますか。また、それに要する日時などはどの位になりますか。

以上。

牧 豊 西山町

- (1) 検査対象設備の「燃料設備」とは、燃料集合体の部分のことですか。それ以外のものですか。

また、「放射線管理設備」はどのようなものですか。

「燃料設備」は燃料集合体そのものではなく、燃料集合体の移動に用いる燃料交換機や、新燃料集合体及び使用済燃料集合体を貯蔵する設備をさします。

また、「放射線管理設備」とは、発電所の建屋内外の放射線をモニタリングする設備、発電所建屋内の非常用の換気設備及び非常時に放射線を遮へいする機能を持つ設備をさします。

- (2) 従来の自主点検を法令で定期化し、原子炉設備は13ヶ月としましたが、なぜ13ヶ月になるのですか。

また、検査に要する時間は短縮されてきましたが、今後はどのくらいの日時を想定していますか。

今般の電気事業法改正により事業者の自主点検が定期事業者検査として法的に規定されましたが、定期事業者検査は13ヶ月を超えない時期に受けなければならない定期検査と同じ時期に実施されるものであるため、定期事業者検査も定期検査と同じ13ヶ月という周期としました。

また、定期検査でプラントが停止している期間には国による定期検査や事業者による自主点検（今後は定期事業者検査）の他、所要の改造工事等の作業が行われるため、停止期間の長さは事業者によるこれら各種作業の工程管理によって変わりうるものです。国としては、法令に定められた定期検査や定期安全管理審査において、施設の健全性や定期事業者検査の実施体制等を厳格に確認してまいります。

- (4) 定期事業者検査は運転を停止して行われると思いますが、検査終了後の運転開始は保安院の承認、同意などを経てからになりますか。また、それに要する日時などはどの位になりますか。

定期事業者検査は、設備が電気事業法に基づく技術基準に適合していることを事業者が確認する検査です。したがって、原子炉を停止しなければ確認できないものについては停止中に実施されますが、運転中でなければ確認できない項目もあり、定期事業者検査は定期検査と同様、起動後に所要の項目を検査した後に終了するものです。定期事業者検査は事業者を実施が義務づけられたものであり、起動前に国が承認等の行為を行うことはありません。ただし、起動前においても国は重要な定期事業者検査項目について定期検査として確認することとしています。

インセンティブ制度について

平成15年6月9日
東京電力株式会社

1. インセンティブ制度の概要

a. インセンティブ制度の導入(H9.4~)

定期検査の短縮化を図り、原子力発電所の設備利用率を向上させることにより、火力燃料を節約できるため、コストメリットが生じる。

原子力発電所で働く方々の「定期検査短縮に向けた創意工夫」に報いるため、このコストメリットの一部を分かちあうインセンティブ制度を導入。

b. 支払い実績(H13年度まで)

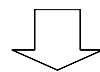
H9年度の制度導入以降、全17プラントで計28定検がインセンティブの対象となり、請負会社20社に対する支払い総額は37.1億円となっている。なお、1定検平均では1.3億円。

発電所	支給実績	支給額	支給総額
福島第一	8回	約0.3億円~約1.5億円/回	約8.5億円
福島第二	7回	約1億円~約2億円/回	約10.4億円
柏崎刈羽	13回	約0.3億円~約3.5億円/回	約18.2億円
(合計)	-	-	約37.1億円

2. 定検工程

a. 計画段階における検討

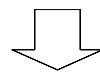
当社より工事項目と仮の定検日数を各請負企業に提示
当社及び請負企業にて、工事の工程短縮を実現するための課題を抽出(作業品質の維持が前提)
抽出された課題に対する解決策とその実現可能性を検討
当社及び請負企業の双方が実現可能と判断した場合はその日数に決定、不可能と判断した場合は日数を再設定し再検討を実施



事前に各請負企業と十分に検討・調整を行った上で、定検日数を決定

b. 定検開始後

労働災害に関する過去の教訓から当日予定されている以外の作業(予定外作業)は禁止
当日分の作業が予想外に進捗しても工程を進めて翌日分の作業を実施することはしない(例え
工程上の余裕が生じても当初計画工程を遵守)



定検開始後は無理に工程を短縮することはせず、定検開始前に計画した工程を守って作業を実施

3. 定検短縮への取り組み

定期検査においては、各機器の定期点検及び施設の信頼性向上・機能維持のために行う改造・修理工事の作業量を考慮して実施期間を定めており、短期・中期・長期の定期検査を組み合わせ実施している。

定期検査の短縮のため、下記の方策を実施している。

<短縮方策具体例>

a. 時間的ロスの削減

時間単位の工程管理...時間単位工程表・当直操作工程表等の作成

工程管理チームによる全体工程の管理・調整 他

作業環境の改善...管理区域内トイレの設置,管理区域内給水所の設置,防護区域内仮設事務所の設置, 他

b. 作業効率の向上

機器の入れ替え点検方式の採用...制御棒駆動機構,主蒸気逃がし安全弁 他

点検機器改善による作業効率化...燃料交換機高速化,天井クレーン二重化 他

c. その他

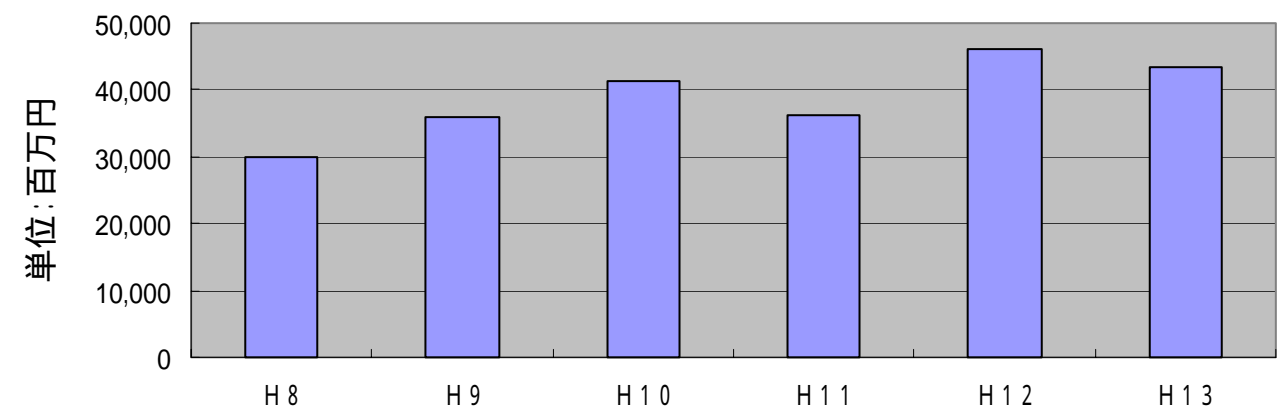
オンラインメンテナンスの拡大...常用系空調機,計装品,共通系電源設備,海水系スクリーン 等

点検時期調整(点検周期内での長期定検へのシフト)

2交替,3交替作業の導入

4. 修繕費推移

柏崎刈羽原子力発電所の修繕費の推移



5. 今後の取り扱い

インセンティブ制度は廃止し、改めて発電所で働く方々のご意見を伺うことなどにより、どのような制度が望ましいかを再検討することと致しました。